

# 1 「過重労働重点監督」の実施状況

資料

## (1) 法違反の状況(是正勧告書を交付したもの)

過重労働解消キャンペーン(平成27年11月)の間に、230事業場に対し重点監督を実施し、163事業場(70.9%)で何らかの労働基準関係法令違反が認められた。主な法違反としては、違法な時間外労働があったものが91事業場(39.6%)、賃金不払残業があったものが18事業場(7.8%)、過重労働による健康障害防止措置が未実施のものが34事業場(14.8%)であった。

	重点監督実施事業場数	何らかの労働基準関係法令違反があった事業場数	違反事項		
			労働時間(注2)	賃金不払残業(注3)	健康障害防止対策(注4)
四国全体	230	163 (70.9%)	91 (39.6%)	18 (7.8%)	34 (14.8%)
徳島	64	44 (68.8%)	30 (46.9%)	9 (14.1%)	16 (25.0%)
香川	35	21 (60.0%)	17 (48.6%)	3 (8.6%)	2 (5.7%)
愛媛	76	58 (76.3%)	23 (30.3%)	2 (2.6%)	12 (15.8%)
高知	55	40 (72.7%)	21 (38.2%)	4 (7.3%)	4 (7.3%)
主な業種 (注1)	製造業	45 (73.3%)	24 (53.3%)	3 (6.7%)	6 (13.3%)
	建設業	16 (56.3%)	4 (25.0%)	2 (12.5%)	1 (6.3%)
	運輸交通業	15 (73.3%)	8 (53.3%)	1 (6.7%)	1 (6.7%)
	商業	46 (80.4%)	18 (39.1%)	6 (13.0%)	10 (21.7%)
	金融・広告業	6 (33.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	通信業	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	教育・研究業	14 (64.3%)	4 (28.6%)	1 (7.1%)	0 (0.0%)
	保健衛生業	23 (60.9%)	11 (47.8%)	3 (13.0%)	1 (4.3%)
	接客娯楽業	19 (94.7%)	12 (63.2%)	1 (5.3%)	9 (47.4%)
	清掃・と畜業	3 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (33.3%)
	その他の事業	37 (59.5%)	8 (21.6%)	1 (2.7%)	3 (8.1%)

(注1) 四国全体としての合計であり、主要業種のみを計上している。合計数とは一致しない。

(注2) 労働基準法第32条違反及び第40条違反〔36協定なく時間外労働を行っているもの、36協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行っているものなど違法な時間外労働があったもの。〕の件数を計上している。

(注3) 労働基準法第37条(割増賃金)違反のうち、賃金不払残業の件数を計上している〔計算誤り等は含まない。〕。

(注4) 労働安全衛生法第18条違反〔衛生委員会を設置していないもの、設置しているが毎月1回以上開催していないもの又は必要な事項について調査審議を行っていないもの。〕、労働安全衛生法第66条違反〔健康診断を行っていないもの〕及び労働安全衛生法第66条の8違反〔1月当たり100時間以上の時間外労働を行った労働者から、医師による面接指導の申出があったにもかかわらず、面接指導を実施していないもの。〕を計上している。

( 2 ) 健康障害防止に係る指導状況 ( 指導票を交付したもの )

過重労働による健康障害防止のための指導状況

重点監督実施事業場のうち 162 事業場 ( 70.4% ) に対して、時間外労働の削減、長時間労働を行った労働者に対し医師による面接指導を実施することなどの過重労働による健康障害防止対策を講じるよう指導した。

指導事業場数		面接指導の実施 ( 注 2 )	衛生委員会等における調査審議の実施(注 3)	月 45 時間以内への削減 ( 注 4 )	月 80 時間以内への削減 ( 注 5 )	面接指導等が実施出来る仕組みの整備等 ( 注 6 )
162		13	33	70	91	6
徳島	35	5	3	13	22	1
香川	29	3	8	6	23	1
愛媛	57	5	15	33	24	2
高知	41	0	7	18	22	2

( 注 1 ) 指導事項は、重複があり得る。

( 注 2 ) 2 ないし 6 月で平均 80 時間を超える時間外労働を行っている労働者又は 1 月 100 時間を超える時間外労働を行っている労働者等について、面接指導等の必要な措置を実施するよう努めることなどを指導した事業場数を計上している。

( 注 3 ) 「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること」について、常時 50 人以上の労働者を使用する事業場の場合には衛生委員会で調査審議を行うこと、常時 50 人未満の労働者を使用する事業場の場合には、労働安全衛生規則第 23 条の 2 に基づく関係労働者の意見を聴くための機会等を利用して、関係労働者の意見を聴取することを指導した事業場数を計上している。

( 注 4 ) 時間外・休日労働時間を 1 か月当たり 45 時間以内とするよう削減に努め、そのための具体的方策を検討し、その結果、講ずることとした方策の着実な実施に努めるよう指導した事業場数を計上している。

( 注 5 ) 時間外・休日労働時間を 1 か月当たり 80 時間以内とするための具体的方策を検討し、その結果、講ずることとした方策を具体的な期限までに実施すること等を指導した事業場数を計上している。

( 注 6 ) 医師による面接指導等を実施するに当たり、労働者による申出が適切になされるようにするための仕組み等を予め定めることなどを指導した事業場数を計上している。

### 労働時間適正把握に係る指導状況

重点監督実施事業場のうち 31 事業場（13.5%）に対して、労働時間の管理が不適切であるため、厚生労働省で定める「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」に適合するよう、労働時間を適正に把握することなどを指導した。

指導事業場数	始業・終業時刻の確認・記録(基準 2(1))	自己申告制による場合			管理者の責務(基準 2(5))	労使協議組織の活用(基準 2(6))
		自己申告制の説明(基準 2(3)ア)	実態調査の実施(基準 2(3)イ)	適正な申告の阻害要因の排除(基準 2(3)ウ)		
31	13	7	17	3	2	0
徳島	9	6	1	4	1	0
香川	12	1	6	10	2	0
愛媛	7	5	0	2	0	0
高知	3	1	0	1	0	0

(注 1) 指導事項は、重複があり得る。

(注 2) 各項目のカッコ内は、それぞれの指導項目が、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」のどの項目に基づくものであるかを示している。

### (3) 重点監督において把握した実態

違法な時間外労働があった 91 事業場において、時間外・休日労働時間が最長の者を確認したところ、33 事業場で 1 月 100 時間を、4 事業場で 1 月 150 時間を、1 事業場で 1 月 200 時間を超えていた。

	違法な時間外労働があった事業場数	1月当たり 45 時間以下	1月当たり 45 時間超 80 時間以下	1月当たり 80 時間超 100 時間以下	1月当たり 100 時間超 150 時間以下	1月当たり 150 時間超 200 時間以下	1月当たり 200 時間超
四国	91	11	24	18	33	4	1
徳島	30	4	9	7	9	0	1
香川	17	0	2	6	6	3	0
愛媛	23	2	8	5	7	1	0
高知	21	5	5	0	11	0	0

## 2 「過重労働重点監督」における監督指導事例(四国各労働局)

### 違法な時間外労働を行わせ、かつ、割増賃金を支払っていなかった事例

#### 事例1(卸売業)

##### 【監督指導において把握した事例】

時間外労働・休日労働に関する協定(以下「36協定」という。)の特別条項の限度時間を超え、最長の者で月120時間の時間外労働を行わせ、ほか、複数の者についても月100時間近くの時間外労働を行わせていたもの。

時間外労働に対する割増賃金の一部が不足していたもの。

##### 【監督署の指導内容】

について、労働基準法第32条(労働時間)違反を是正勧告するとともに、時間外労働の削減、衛生委員会等における調査審議の実施等の過重労働による健康障害防止対策を講じるよう指導。

ついて、労働基準法第37条(割増賃金)違反を是正勧告し、不足していた割増賃金の支払いを指導。

#### 事例2(運輸交通業)

##### 【監督指導において把握した事例】

36協定で締結された限度時間を超えて、最も長い労働者で1ヶ月130時間を超える時間外労働を行わせていたもの。

歩合給に応じた時間外労働に対する割増賃金及び深夜労働に対する割増賃金を支払っていなかったもの。

深夜業務に従事する労働者に、6ヶ月ごとに1回、定期的に健康診断を実施していなかったもの。

労働者と労働契約を締結する際に、労働時間、賃金等の事項を書面により明示していなかったもの。

##### 【監督署の指導内容】

について、労働基準法第32条(労働時間)違反を是正勧告し、長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止対策を講じるよう指導。

について、労働基準法第37条(割増賃金)違反を是正勧告し、不払いとなっている時間外労働に対する割増賃金及び深夜労働に対する割増賃金を支払うよう指導。

について、労働安全衛生法第66条(健康診断)違反を是正勧告し、該当労働者について6ヶ月に1回、定期的に健康診断を実施するよう指導。

について、労働基準法第15条(労働条件の明示)違反を是正勧告し、賃金、労働時間等の労働条件について、労働契約締結時に書面により明示するよう指導。

### 36協定を締結せず時間外労働が行われていた事例

#### 事例 3(病院)

##### 【監督指導において把握した事例】

36協定を締結していないのに、最も長い労働者で月190時間を超える時間外労働を行わせていたもの。

衛生委員会等において、長時間労働による健康障害防止対策について調査審議していなかったもの。

##### 【監督署の指導内容】

について、労働基準法第32条(労働時間)違反を是正勧告するとともに、時間外労働の削減について指導。

について、衛生委員会等における調査審議の実施等の過重労働による健康障害防止対策を講じるよう指導。

### 労働時間が適正に把握されていなかったため賃金不払残業が生じた事例

#### 事例 4(金融業)

##### 【監督指導において把握した事例】

パート労働者には、時間外労働に対する割増賃金を支払っていたが、同じ部署の正社員には、時間外労働がないとして割増賃金の支払実績がなかったため、改めて確認したところ、正社員も残業していたにもかかわらず、適正に労働時間を管理していなかったもの。

##### 【監督署の指導内容】

労働基準法第37条(割増賃金)違反を是正勧告し、不払いとなっている割増賃金の支払いを指導。

#### 事例 5(商業)

##### 【監督指導において把握した事例】

労働者への聞き取り調査等により把握した時間外労働時間数と事業場側が記録している時間外労働時間数に乖離があったことから、さらに調査したところ、管理者による記録上の時間外労働時間数の改ざんが確認されたもの。

36協定で締結された限度時間を超えて、最も長い労働者で1ヶ月70時間を超える時間外労働を行わせていたもの。

##### 【監督署の指導内容】

について、労働基準法第37条(割増賃金)違反を是正勧告するとともに、労働時間の適正把握基準に基づく適正な管理を行うよう指導。

について、労働基準法第32条(労働時間)違反を是正勧告するとともに、長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止対策を講じるよう指導。

**36 協定で締結された限度時間を超えて時間外労働が行われており、かつ、長時間労働を行う労働者の健康障害の防止のための医師による面接指導等の制度がない又は不十分だった事例**

**事例 6(設備工事業)**

**【監督指導において把握した事例】**

設備工事を実施する現場監督について、36 協定で定める延長できる限度時間を超え、8 ヶ月連続で1 ヶ月あたり 130 時間から 220 時間を超える時間外及び休日労働を行わせていたもの。

長時間労働を行わせた労働者に対する医師による面接指導等の制度が具体的に策定されていなかったことを原因として、疲労感を訴えている労働者に対して特段の措置が講じられていなかったもの。

**【監督署の指導内容】**

について、労働基準法第 32 条(労働時間)違反を是正勧告するとともに、長時間労働を発生させた原因の究明とこれに対する組織的な対策を実施するよう指導。

長時間にわたる労働者の健康障害の防止を図るための医師による面接指導等の制度の充実及び明確化を図るよう指導。

**事例 7(建設業)**

**【監督指導において把握した事例】**

施工管理者について、タイムカードにより、1 ヶ月 90 時間程度の時間外労働時間の実態が認められるにもかかわらず、一定額の「固定残業代」のみで不足が認められたもの。

定期健康診断の結果、異常の所見が認められた労働者について、医師等による意見聴取を行っておらず、また、長時間労働者に対して医師の面接指導などの過重労働による健康障害防止対策が講じられていなかったもの。

**【監督署の指導内容】**

について、労働基準法第 37 条(割増賃金)違反を是正勧告し、不払いとなっている時間外労働に対する割増賃金を支払うよう指導。

について、労働安全衛生法第 66 条の4(健康診断の結果についての医師等からの意見聴取)違反を是正勧告するとともに、長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止対策を講じるよう指導。